

子育てのお金のこと・手当のこと

医療費の助成制度

子ども医療費の助成

出生から中学校3年生までの子どもの入院及び通院に係る医療費を助成します。

「子ども医療費助成受給券」を保険証と一緒に医療機関(千葉県内)へ提出していただくことで、自己負担金を超えた医療費を助成します。(保険調剤は無料)

■対象

出生から中学校3年生(15歳に達する日以後の3月31日まで)の子ども

■千葉県外で受診された場合

千葉県外の医療機関では「子ども医療費助成受給券」を使用することはできませんので、後日、「償還払い」の手続きをしてください。

■「償還払い」の手続きに必要なもの

- ・領収書(診療点数が記載されたもの)
- ・子ども医療費助成受給券
- ・印鑑
- ・保護者名義の預金通帳
- ・子どもの健康保険証

■自己負担金

通院1回、入院1日につき300円 ※市町村民税所得割非課税世帯は無料。

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2112
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

児童医療費の助成

高校生の子どもの入院及び通院に係る医療費を助成します。

■対象

高校1年生から3年生(各種学校を含む18歳に達する日以後の3月31日まで)の児童

■助成額

医療費から自己負担金を差し引いた額(保険調剤は無料)

■申請に必要なもの

- ・領収書(診療点数が記載されたもので支払日の翌日から2年以内のもの)
- ・保護者名義の預金通帳
- ・子どもの健康保険証
- ・学生証
- ・印鑑

■自己負担金

通院1回、入院1日につき300円 ※市町村民税所得割非課税世帯は無料

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2112
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

新生児聴覚検査費の助成

■助成額 新生児聴覚検査費用の2分の1(上限2,500円)を助成します。

■申請に必要なもの (※申請の期限は検査後6か月以内です。)

- ・母子健康手帳
- ・検査結果票
- ・領収証
- ・明細書
- ・認印(朱肉を使用するもの)
- ・振込先口座がわかるもの

問合せ

健康高齢者支援課 健康づくり班(大原保健センター) ☎62-1162

☀️医療費の公費制度

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。

※指定養育医療機関に限られます。

※所得税額に応じて自己負担が生じます。

■給付対象

- ・診療、薬剤または治療材料の支給
- ・医学的処置、手術およびその他の治療など

■申請期限 生後2週間以内

問合せ 福祉課子育て支援室 ☎60-1120

小児慢性特定疾患医療費助成制度

国で指定された対象疾患について医療給付を行います。(保護者の所得や児童等の状態に応じて自己負担があります。)

■給付対象

対象疾患にかかっている18歳未満の児童で国の定める認定基準に該当する者

■支給開始 申請日から

問合せ 夷隅健康福祉センター
☎73-0145



☀️各種手当

児童手当

児童手当とは、中学校終了前まで(15歳になって最初に迎える3月31日まで)のお子さんを養育している方に支給されるものです。申請のあった翌月から支給されます。

※公務員の方は勤務先で申請してください。

■対象

0歳から中学校終了前までの子どもを養育している方

■届出期間

出生から15日以内 (※手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。)

■支給額：2019年(平成31年)4月現在

子どもの年齢	児童手当月額
3歳児未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学校	一律 10,000円
所得制限額以上の方	一律 5,000円

■支給月

・6月 ・10月 ・2月 ※原則、支給月の10日前後に支給

■申請に必要な物

- ・受給者(保護者)の健康保険証 ・印鑑
- ・受給者(保護者)名義の口座がわかるもの(通帳やキャッシュカード等)
- ・転入の場合は保護者のマイナンバーがわかるもの(通知カードやマイナンバーカード等)

問合せ 福祉課 子育て支援室 ☎60-1120
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2112
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113